

【参考資料】施工体制台帳に記載する下請負人の範囲について

中部総合事務所県土整備局建設総務課
令和3年12月

施工体制台帳に記載する下請負人の範囲について

施工体系図への記載及び施工体制台帳の作成が必要な下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約」における全ての下請負人を指し、1次下請だけでなく2次下請等も記載の対象となります。

なお、「建設工事の請負契約」とは、建設工事の完成を目的として締結する契約をいいます。

トラックによる残土運搬のみの契約は対象外ですが、機械を使用して積み込む作業等を合わせて行うものであれば対象となります。クレーンについても、リース契約のみであれば対象外ですが、オペレーター付きの契約であれば、重機等での作業を行いますので対象となります。

手作業で行う草刈り、除草作業のみなど、建設工事に該当しない契約については、施工体制台帳の提出は必要ありません。（※ただし、重機を使用して行う伐開や集積を行うなど建設工事に該当する場合は、提出が必要です。）

資材購入、調査業務、測量業務などの内容は、施工体制台帳への記載の対象外です。（※ただし、記載されても差し支えありません。）また、交通誘導業務については、建設工事には該当しませんが、県の共通仕様書により施工体系図への記載及び施工体制台帳の作成が必要ですので留意してください。

ご質問、ご不明な点等ありましたら、以下の連絡先までご連絡ください。

鳥取県倉吉市東巖城町2番地

中部総合事務所県土整備局建設総務課 建設業担当

T E L : 0858-23-3243、3214、3213